

## 平成25年度岩谷元彰弘前大学育英基金 募集要項

### (設立趣旨)

岩谷元彰弘前大学育英基金は、弘前大学の前身である官立弘前高等学校を卒業後、東京大学を経て弁護士として昭和30年4月から長い間活躍されている岩谷元彰氏から、母校弘前大学の学生に対して、育英奨学の一助として欲しいとのご厚志を受け設立されました。

もって、有用な人材の育成に寄与することを目的としています。

### (内容)

1. 成績優秀でかつ経済的理由により修学が困難な学生に対して、一人20万円の奨学金を給付する。
2. 留学する成績優秀な学生に対して、一人5万円を留学費用の一部として給付する。

### (応募資格)

詳細については、学務部学生課へ問い合わせてください。

1. 学部及び大学院の修士及び博士前期課程に在学する学生（非正規生を除く）で年次ごとに相応の修得単位数があり、標準修業年限で卒業が見込まれる者。  
但し、留学による休学期間は修業年限に含めない。  
また、長期履修学生が延長を許可された期間は標準修業年限とみなすものとする。
2. 1年次学生は4月に入学した者。
3. 弘前大学における全履修単位の評定値(秀=4点、優=3点、良=2点、可=1点、不可・放棄=0点として計算する。)の平均が2.75以上の者。  
但し、大学院生は大学院における全履修単位を対象とする。
4. 奨学金希望者の場合は、1～3を満たしかつ家庭の所得が日本学生支援機構第一種奨学金基準(学部用)以下の者。他の奨学金受給に対する給付制限はしない。
5. 留学費用希望者の場合は、1～3を満たしかつ平成25年4月1日から平成26年3月31日の間に短期留学を開始することが決定している者。(すでに留学している者、留学を終えている者を含む。)  
但し、日本学生支援機構留学生交流支援制度(短期派遣)奨学金並びに留学生交流支援制度(ショートステイ、ショートビジット)奨学金、弘前大学国際交流基金助成金及び成績優秀学生海外語学研修留学費用助成との併給はできないものとする。
6. 本育英基金の採用は在学中1回のみとする。  
但し、採用された学部生が大学院に進学した場合、改めて採用できるものとする。

### (募集人数)

1. 奨学金 10名程度(学部生9名程度、大学院生1名程度)
2. 留学費用 8名程度(所得の制限を設けない)

### (提出書類)

1. 奨学金 ①岩谷元彰弘前大学育英基金申請書、②父母等の所得証明書(前年分)
2. 留学費用 ①岩谷元彰弘前大学育英基金申請書、②留学受け入れ許可書等の写し

### (募集締切)

平成25年12月10日(火)

### (採用決定時期等)

平成26年1月上旬(但し、留学費用に関しては留学費用支援候補者決定とし、留学終了後、留学期間の学業成績証明書等(写し)の提出をもって採用決定とする。)

- ・奨学金は、1月下旬に本人名義の銀行口座へ振り込む。
  - ・留学費用は、学業成績証明書等提出後に本人名義の銀行口座へ振り込む。
- ※証明書は留学終了後、すみやかに学生課へ提出すること。

### (選考方法)

- ・家庭の所得が日本学生支援機構第一種奨学金基準(学部用)以下の者は同等とし、学業成績及び学部・研究科の推薦により選考され決定する。
- ・学業成績においては、平成25年度前期までの全履修単位の評定値の平均を重視する。

岩谷元彰弘前大学育英基金申請書

学 籍 番 号 \_\_\_\_\_  
 申 請 者 名 \_\_\_\_\_  
 所属学部・研究科学年 \_\_\_\_\_ 年  
 連絡先（携帯等） \_\_\_\_\_

この度、岩谷元彰弘前大学育英基金を受けるため、成績証明書・所得証明書等を添付の上、申請いたします。

<p>1 目 的                  どちらか一方に                  ✓する</p>	<p><input type="checkbox"/> 奨学金  <input type="checkbox"/> 留学費用（所得に関する証明書は不要）</p>
<p>2 必要とする                  具体的な理由</p>	
<p>3 奨学金希望者                  回答欄                  該当する□に✓を                  してください。</p>	<p><input type="checkbox"/> ① 日本学生支援機構第一種奨学生である。（学部生のみ）  <input type="checkbox"/> ② 平成25年度前期又は後期に授業料免除申請をした。  <input type="checkbox"/> ③ なし                  ①又は②に該当する場合は、父母等の所得証明書は不要。</p>

(大学への報告)

- ・奨学金を受領した人は、2月末日までに奨学金の使途や、今後の学生生活における目標などについて報告書(様式任意, レポート用紙1枚以上)を学生課へ提出する必要があります。
- ・留学費用支援候補者は留学終了後、すみやかに留学期間の学業成績証明書を学生課へ提出し、留学費用を請求してください。

また、留学費用受領後1ヶ月以内に、留学費用の使途や今後の学生生活における目標などについての報告書(様式任意, レポート用紙1枚以上)を学生課へ提出する必要があります。